# 公益社団法人インテリア産業協会 常勤役員の報酬等に関する規程

制 定 平成23年6月2日 最終改正 令和元年6月17日

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人インテリア産業協会の定款第25条の規定に基づき、常 勤役員である理事の報酬等の支給について必要な事項を定めることを目的とする。

### (報酬等の総額)

第2条 公益社団法人インテリア産業協会定款第25条に規定する総会において定める総額 は、次のとおりとする。

常勤の理事の報酬等の総額 20,000千円/年

#### (報酬等の支給基準)

- 第3条 公益社団法人インテリア産業協会定款第25条に定める総会において別に定める報酬等の支給の基準は次項から第5項までに定めるところによる。
- 2 常勤の理事の年俸は、次表に掲げるとおりとし、各常勤の理事の年俸の額については、理 事会の承認を受けて会長が決定する。

| 号 | 年俸額(千円/年) |
|---|-----------|
| 1 | 13,000    |
| 2 | 12,000    |
| 3 | 11,000    |
| 4 | 10,000    |
| 5 | 8, 000    |
| 6 | 6, 000    |

3 常勤の理事の出張について、次表に掲げる額を支給する。

| 区分  | 国内出張       | 海外出張           |
|-----|------------|----------------|
| 日当  | 4,000 円/日  | 40 アメリカ合衆国ドル/日 |
| 宿泊費 | 12,000 円/泊 | (実費)           |
| 支度料 | _          | 50,000 円(※)    |

- ※支度料は、支給後、1年以内の海外出張については支給しない。 ※宿泊を伴わない出張における日当は、片道 100km を超える出張 の場合に限り支給する。
- 4 常勤の理事として円満に勤務し、かつ、任期の満了、辞任又は死亡によって常勤の理事でなくなった者(出向者であった者を除く。)には、次に掲げる計算式によって算定された額の範囲内で、理事会の承認を受けて会長が決定した額を退職慰労金として支給する。この場合において、死亡した者の退職慰労金は、労働基準法施行規則に定める遺族補償を受けるべき者に支払う。

退職慰労金の額=第2項において会長が決定した額を12で除した額×在職年数

5 前項の在職年数は、常勤の理事に就任した日から起算し、暦に従って月単位で計算し、1 月に満たない月があるときは1月と計算する。この場合において、1年に満たない月がある ときは当該月の数を12で除した値を在職年数に加える。

#### (報酬月額の支給方法)

- 第4条 常勤の理事の年俸は、前条第2項において会長が決定した額を12で分割した額(以下「報酬月額」という。)から、法令に基づき控除すべき額を控除した額を、毎月25日に支給する。この場合において、25日が休日に当たるときは、その前日以前の休日でない日に支給する。
- 2 常勤の理事の報酬月額は、本人に支給する。ただし、本人から申出があったときは、金融 機関の本人の口座に振り込むことができる。
- 3 常勤の理事が出向者であるときは、当該常勤の理事の報酬月額は、出向元から請求があったときに、出向元に支払う。

#### (日割計算)

第5条 常勤の理事に就任したとき、又は月の途中で常勤の理事を退任したとき、若しくは死亡したときは、日割計算により報酬月額を支給する。この場合の報酬月額は、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差引いた日数を基礎として日割によって計算する。

## (出張に係る報酬の支給方法)

- 第6条 第3条第3項に規定する出張に係る報酬は、出張の都度、支給する。
- 2 前項の報酬は、死亡した者のものを除き、第4条第2項に定める方法によって支給する。

#### (退職慰労金の支給方法)

- 第7条 退職慰労金は、常勤の理事でなくなった日の属する月の翌月の末日までに支給する。 ただし、遺族補償を受けるべき者を確知することができないときその他特別の事情がある場合を除く。
- 2 退職慰労金は、死亡した者のものを除き、第4条第2項に定める方法によって支給する。

#### (端数の処理)

第8条 この規程により計算した金額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、 50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

## (委任)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

#### (変更)

第10条 この規程の変更は、総会の決議により行う。

#### 附則

この定めは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の登記の日から施行する。

# 附 則

この規程の変更は、令和元年6月17日から施行する。